

『要配慮事項調査票』の記入上の注意事項

調査票は、内閣広報室が選考の準備に当たって必要となることを記入していただきます。

『■選考に際し、配慮を必要とする』については、配慮を必要とする方は『はい』を、配慮を必要としない方は『いいえ』を、○で囲んでください。

『いいえ』を○で囲んだ方は、『調査票』の1～8に回答する必要はありません。

1 聴覚障害のある方

聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することが可能です。希望する方は『はい』を○で囲んでください。

2 上肢機能障害等で筆記が困難な方

上肢機能障害等で筆記が困難な方については、パソコンによる解答が可能です。希望する方は『はい』を○で囲んでください。

パソコンは、原則受験者の持ち込みです。使用できるパソコンの条件は、下記のとおりです。

なお、障害種別や障害の程度により、医師の診断書を提出していただく場合があります。

<使用できるパソコンの条件>

(ア) ソフトウェアのショートカットがデスクトップ上必要最小限であること。

(イ) 無線機能がないもの又は停止しているものであること。

(ウ) スクリーンセーバーが機能していないものであること。

(エ) USB が使用できるものであること。

(オ) 選考時に使用するソフトウェア（OS、日本語入力ソフト、ワープロソフト）が事前に確認できるものであること

3 車いすを使用する方

車いすを使用する方は『はい』を○で囲んでください。『はい』を○で囲んだ場合は、『移動時のみ車いすを使用』、『解答時間中も車いすを使用』のいずれかを○で囲んでください。

4 補装具等を持ち込んで使用する方

補装具等を持ち込んで使用する方は、持ち込む補装具等について、該当する番号を○で囲んでください。

③補聴器を使用する場合は、解答時間中、無線通信機能は使用しないようにしてください。

①～③以外の補装具等(解答に使用するものや解答に使用しないもので持ち込むもの(例えば杖など))は、④を○で囲み、具体的な補装具等の名称を記入してください。

5 介助のための付添人が選考会場に来る方

介助のための付添人が選考会場に来る場合は、『はい』を○で囲んでください。

介助のための付添人は、原則1人とし、筆記試験の解答時間中に試験室に入室することはできません。

6 身体障害者補助犬を同伴する方

身体障害者補助犬を同伴する場合は、『はい』を○で囲んでください。『はい』を○で囲んだ場合は、『盲導犬』、『介助犬』、『聴導犬』のいずれかを○で囲んでください。

7 解答時間中、服薬が必要な方

解答時間中に服薬することは可能です。希望する方は『はい』を○で囲んでください。服薬時は、試験官が薬等を確認することがあります。

8 その他

この欄は、選考に当たっての配慮が必要な場合であって、調査票の1～7で記載できないものを具体的に記入してください。

例えば、

- ・ 聴覚障害がある方で、試験官の発言を聞き取りやすくするため、座席を試験官に近い方にしてほしい
- ・ 光に極端に敏感なため、試験会場の照明の調光を落としてほしい
- ・ 特定の音やにおいに極端に敏感なため、選考会場で他の受験者との距離を取ってほしい

などと記入してください。

なお、選考方法(作文試験以外を希望するなど)の要望については、配慮できませんので、記入しないでください。

記入した希望については、選考の実施上、配慮できない場合もあります。